

吉野広域行政組合
建設工事等業者資格審査要領

吉野広域行政組合建設工事等業者資格審査要領

(総則)

第1条 吉野広域行政組合において執行する建設工事等の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に参加しようとする業者の資格の審査については、この要領の定めるところによる。

(資格審査会)

第2条 業者の資格審査を厳正かつ公平に行うため、吉野広域行政組合建設工事等業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

(1) 資格審査会は、会長及び委員をもって構成し、次に掲げる職にあるものをもってこれに充てる。

会長 組合参事

委員 吉野副町長

川上副村長

東吉野副村長

組合各施設の長

その他、会長が必要と認める者

(所掌事務)

第3条 資格審査会は、次に掲げる業務を所掌する。

(1) 業者の適格性を審査し、工事等資格業者（以下「有資格業者」という。）の判定を行うこと。

(2) 談合情報に関すること。

(3) 入札参加停止及び解除等の決定に関すること。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、資格審査会を代表する。

(会議)

第5条 資格審査会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第6条 会長は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(入札参加資格停止に関する調査等)

第7条 審査会は、吉野広域行政組合建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領第6条の規定に基づき管理者から入札参加資格停止に関する意見を

求められたときは、速やかにその内容について調査し、及び審議するものとする。

(一般競争入札ごとに定める参加資格の設定)

第7条の2 一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ次に掲げる事項につき必要な資格を設定することができる。

- (1) 実績
- (2) 従業員等の数、資本の額又はその他の経営の規模
- (3) 経営の状況
- (4) 事業所の所在地
- (5) 技術的適性及び履行能力
- (6) その他必要と認める事項

2 前項の規定により、資格の設定をする場合は、競争性が損なわれないよう十分注意しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 資格審査会の会議は、非公開とする。

2 何人も資格審査会の会議の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 資格審査会の庶務は、事務局において行う。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。